

※この法令は廃止されています。

平成十五年厚生労働省・経済産業省令第三号

独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令
独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項
第七号、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条、第三十四条第一項、第三十七条、第三十八条第一項及び第四項、第四十八条第一項並びに第五十条、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二十三条第二項並びに情報処理の促進に関する法律施行令（昭和四十五年政令第二百七号）第四条第二項の規定に基づき、独立行政法人情報処理推進機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令を次のように定める。
(独立行政法人通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産)

第一条 独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であつて、その通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項又は第四十六条の三第一項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあつては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日。以下この条において同じ。）における帳簿価額（現金及び預金にあつては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により処分することが不適当なものと除く。）その他経済産業大臣が定める財産とする。
(監査報告の作成)

第二条 機構に係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。
2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第号及び第五項において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 機構の役員及び職員
二 機構の子法人（通則法第十九条第七項に規定する子法人をいう。以下同じ。）の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百九十八条第一項の職務を行なうべき者その他これらに相当する者及び使用人

三 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、機構の他の監事、機構の子法人の監査役その他これらに相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
二 機構の業務が、法令等に従つて適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見
三 機構の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四 機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があつたときは、その事実
五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

(監査の対象となる書類)

第一条の三 機構に係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、情報処理の促進に関する法律（以下「法」という。）及び情報処理の促進に関する法律施行令（以下「施行令」という。）の規定に基づき経済産業大臣又は厚生労働大臣に提出する書類とする。

（業務方法書の記載事項）

第一条の四 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項

は、次のとおりとする。

一 法第五十一条第一項第一号に規定するプログラムの普及に関する事項

二 法第五十五条第一項第二号に規定するプロジェクトの普及に関する事項

三 法第五十五条第一項第三号及び第四号に規定する債務保証に関する事項

四 法第五十五条第一項第五号に規定する技術上の評価及び情報処理サービス業を営む者の事業の適正な実施に必要な能力の評価に関する事項

五 法第五十五条第一項第六号に規定するサイバーセキュリティに関する講習に関する事項

六 法第五十五条第一項第七号に規定する調査及びその成果の普及に関する事項

七 法第五十五条第一項第八号に規定する異なる複数の情報システムの連携の仕組み並びに当該連携に係る運用及び管理の方法に関する調査研究並びにその成果の普及その他の当該連携の促進に関する事項

八 法第五十五条第一項第九号に規定する専門家の派遣その他情報処理システムの運用及び管理に関する協力に関する事項

九 法第五十五条第一項第十号に規定する中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十七条に規定する業務に関する事項

十 法第五十五条第一項第十一号に規定する地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第八条第三項に規定する業務に関する事項

十一 法第五十五条第一項第十二号に規定する地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第八条第三項に規定する業務に関する事項

十二 法第五十五条第一項第十六号に規定する中小企業等経営強化法第七十条第一項各号に掲げる業務（以下「情報関連人材育成推進業務」という。）に関する事項

十三 法第五十五条第一項第十四号に規定する生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第二十八条第一項から第四項までに規定する業務に関する事項

十四 法第五十五条第一項第十五号に規定する附帯する業務に関する事項

十五 法第五十五条第一項第十六号に規定する中小企業等経営強化法第七十条第一項各号に掲げる業務（以下「情報関連人材育成推進業務」という。）に関する事項

十六 法第五十五条第二項に規定する事務に関する事項

十七 業務委託の基準

十八 競争その他契約に関する基本的事項

十九 その他の機構の業務の執行に関する必要な事項
(中期計画の認可の申請)

第二条 機構は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに（機構の最初の事業年度の属する中期計画については、機構の成立後遅滞なく）、経済産業大臣（情報関連人材育成推進業務に係る事項については、経済産業大臣及び厚生労働大臣）に提出しなければならない。

機構は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を経済産業大臣（情報関連人材育成推進業務に係る事項については、経済産業大臣及び厚生労働大臣）に提出しなければならない。

第三条 機構に係る通則法第三十条第二項第八号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

一 施設及び設備に関する計画

二 人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

三 中期目標の期間を超える債務負担
(中期計画の記載事項)

四 積立金の処分に関する事項

(年度計画の記載事項)

第四条

事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2

及びその理由を記載した届出書を経済産業大臣（情報関連人材育成、経済産業大臣及び厚生労働大臣）に提出しなければならない。

卷之三

告書のいづれに該当するかに応じ、同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。その際、機構は、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつゝ、機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。

績及び

からにした報告書から、第三号まで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければ

104

当該事業年度における業務運営の状況
ハ、当該旨投票文書及び當該事業
ハ、該業務の実績による旨投票がある場合に、
ハ、該旨投票文書及び當該事業

104

二 指標の数値
二、当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の

104

二 当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について

104

らノまでは掲げた事項を明らかにしたものがでなければならぬ。中期目標ごとの評定及び該評定を付した理由をもとに、つづきの二点につき、一端述べて置く。

104

過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合は、その実施状況

中期目

先込まれる中期目標の期間の実績。なお、当該業務の実績が通則法第二十九条第一項第一号に掲げ
における業務の実績及び当る事項に係るものである場合には次の二点まで、同項第三号から第

該実績

報告書
行つた結果を明らかにする
ける事項を明らかにしたものでなければならぬ
中期目標及び期計画の実施状況
当該期間における差考重言つて
コ

104

における毎年度の当該指標の数値
ニ 当該期間における毎年度の当該業務の実績に係る財務情報及び人員

104

二 当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第一号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について

(対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等)

第八条 経済産業大臣は、機構が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に對応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第九条 経済産業大臣（情報関連人材育成推進業務に係る事項については、経済産業大臣及び厚生労働大臣）は、機構が通則法第四十六条の二第二項又は第四十六条の三第三項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができます。（財務諸表）

第十条 機構に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキヤツシユ・フロー計算書とする。（事業報告書の作成）

第十一条の二 機構に係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、

この条の定めるところによる。

- 2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 機構の目的及び業務内容
 - 二 国の政策における機構の位置付け及び役割
 - 三 中期目標の概要
 - 四 理事長の理念並びに運営上方針及び戦略
 - 五 中期計画及び年度計画の概要
 - 六 持続的に適正なサービスを提供するための源泉
 - 七 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策
 - 八 業績の適正な評価に資する情報
 - 九 業務の成果及び当該業務に要した資源
 - 十 予算及び決算の概要
 - 十一 財務諸表の要約
 - 十二 財政状態及び運営状況の理事長による説明
 - 十三 内部統制の運用状況
 - 十四 機構に関する基礎的な情報

（財務諸表の開示期間） 第十二条 機構に係る通則法第三十八条第三項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。

（会計監査報告の作成） 第十三条の二 通則法第三十九条第一項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一 機構の役員（監事を除く。）及び職員
二 機構の子法人の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらに相当する者及び使用人
三 その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一 会計監査人の監査の方法及びその内容

二 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び第四項において同じ。）が機構の財政状態、運営状況、キヤツシユ・フローの状況等をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 無限定適正意見 監査の対象となつた財務諸表が独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、機構の財政状態、運営状況、キヤツシユ・フローの状況等をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた財務諸表が除外事項を除き独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、機構の財政状態、運営状況、キヤツシユ・フローの状況等をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ハ 不適正意見 監査の対象となつた財務諸表が不適正である旨及びその理由

三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四 追記情報

五 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

六 会計監査報告を作成した日

四 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 正当な理由による会計方針の変更

二 重要な偶発事象

三 重要な後発事象

（短期借入金の認可の申請）

第十二条 機構は、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金の認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣（情報関連人材育成推進業務に係る事項については、経済産業大臣及び厚生労働大臣）に提出しなければならない。

一 借入れを必要とする理由

二 借入金の額

三 借入先

四 借入金の利率

五 借入金の償還の方法及び期限

六 利息の支払の方針及び期限

七 その他必要な事項

（不要財産に係る民間等出資の払戻しの認可の申請）

第十二条の二 機構は、通則法第四十六条の二第一項の規定により、民間等出資に係る不要財産について、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者（以下単に「出資者」という。）に対し当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として経済産業大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告することについて認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 民間等出資に係る不要財産の内容

二 不要財産であると認められる理由

三 当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額（現金及び預金にあつては、取得の日及び申請の日におけるその額）

四 当該不要財産の取得に係る出資の内容（通則法第四十六条の三に規定する出資者が複数ある場合における当該不要財産の取得の日における帳簿価額に占める出資額の割合）	一 当該不要財産の内容 二 讓渡によって得られた収入の額 三 譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額及びその合計額 四 譲渡した時期 五 催告の内容
六 当該不要財産により払戻しをする場合には、当該不要財産の評価額	六 当該不要財産により払戻しをする場合には、当該不要財産の評価額
七 通則法第四十六条の三第三項に規定する主務大臣が定める基準により算定した金額により払戻しをする場合には、当該不要財産の譲渡によって得られる収入の見込額並びに譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額	七 通則法第四十六条の三第三項に規定する主務大臣が定める基準により算定した金額により払戻しをする場合には、当該不要財産の譲渡によって得られる収入の見込額並びに譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額
八 前号の場合における譲渡の方法	八 前号の場合における譲渡の方法
九 第七号の場合における譲渡の予定期	九 第七号の場合における譲渡の予定期
十 その他必要な事項	十 その他必要な事項
二 経済産業大臣は、前項の申請に係る払戻しの方法が通則法第四十六条の三第三項に規定する主務大臣が定める基準により算定した金額による払戻しである場合において、同条第一項の認可をしたときは、次に掲げる事項を機構に通知するものとする。	二 経済産業大臣は、前項の申請に係る払戻しの方法が通則法第四十六条の三第三項に規定する主務大臣が定める基準により算定した金額による払戻しである場合において、同条第一項の認可をしたときは、次に掲げる事項を機構に通知するものとする。
一 通則法第四十六条の三第一項の規定により、当該不要財産に係る出資額として経済産業大臣が定める額の持分	一 通則法第四十六条の三第一項の規定により、当該不要財産に係る出資額として経済産業大臣が定める額の持分
二 通則法第四十六条の三第三項に規定する主務大臣が定める基準により算定した金額により払戻しをする場合における当該払戻しの見込額	二 通則法第四十六条の三第三項に規定する主務大臣が定める基準により算定した金額により払戻しをする場合における当該払戻しの見込額
（中期計画に定めた不要財産の払戻しの催告に係る通知）	（中期計画に定めた不要財産の払戻しの催告に係る通知）
第十二条の三 機構は、通則法第四十四条第三項の中期計画において通則法第三十条第二項第五号の計画を定めた場合において、通則法第四十六条の三第一項の規定により、民間等出資に係る不要財産について、出資者に対し当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として経済産業大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求ができる旨を催告しようとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を経済産業大臣に通知しなければならない。	第十二条の三 機構は、通則法第四十四条第三項の中期計画において通則法第三十条第二項第五号の計画を定めた場合において、通則法第四十六条の三第一項の規定により、民間等出資に係る不要財産について、出資者に対し当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として経済産業大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求ができる旨を催告しようとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を経済産業大臣に通知しなければならない。
二 経済産業大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。	二 経済産業大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。
（催告の方法）	（催告の方法）
第十二条の四 通則法第四十六条の三第一項に規定する主務省令で定める催告の方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）による提供とする。	第十二条の四 通則法第四十六条の三第一項に規定する主務省令で定める催告の方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）による提供とする。
一 民間等出資に係る不要財産の内容	一 民間等出資に係る不要財産の内容
二 通則法第四十六条の三第一項の規定に基づき当該不要財産に係る出資額として主務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求ができる旨	二 通則法第四十六条の三第一項の規定に基づき当該不要財産に係る出資額として主務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求ができる旨
三 通則法第四十六条の三第一項に規定する払戻しについて、次に掲げる方法のうちいずれの方	三 通則法第四十六条の三第一項に規定する払戻しについて、次に掲げる方法のうちいずれの方
イ 当該不要財産の払戻しであること	イ 当該不要財産の払戻しであること
四 当該払戻しを行う予定期	四 当該払戻しを行う予定期
五 第三号ロの方法による払戻しの場合における当該払戻しの見込額	五 第三号ロの方法による払戻しの場合における当該払戻しの見込額
二 前項の規定により催告するに際し、当該不要財産の評価額が当該不要財産の帳簿価額を超えることその他の事情があるため、払戻しの方法が前項第三号イの方法により難い場合には、その旨を当該催告の相手方に対し、通知するものとする。（民間等出資に係る不要財産の譲渡の報告等）	二 前項の規定により催告するに際し、当該不要財産の評価額が当該不要財産の帳簿価額を超えることその他の事情があるため、払戻しの方法が前項第三号イの方法により難い場合には、その旨を当該催告の相手方に対し、通知するものとする。（民間等出資に係る不要財産の譲渡の報告等）
第十二条の五 機構は、通則法第四十六条の三第三項の規定により民間等出資に係る不要財産の譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を経済産業大臣に提出するものとする。	第十二条の五 機構は、通則法第四十六条の三第三項の規定により民間等出資に係る不要財産の譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を経済産業大臣に提出するものとする。
（第十四条の二 機構に係る通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として主務大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であつて再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。）	（第十四条の二 機構に係る通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として主務大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であつて再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。）
2 直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。）として主務大臣が定めるものであつて再就職者が離職前五年間に在職していたものが行つていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合には他の現内部組織）が行つてている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職しているもののみなす。（管理又は監督の地位）	2 直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。）として主務大臣が定めるものであつて再就職者が離職前五年間に在職していたものが行つていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合には他の現内部組織）が行つてている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職しているもののみなす。（管理又は監督の地位）
第十四条の三 機構に係る通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条规定する職員が就いている官職に相当するものとして主務大臣が定めるものとする。（積立金の処分に係る申請の添付書類）	第十四条の三 機構に係る通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条规定する職員が就いている官職に相当するものとして主務大臣が定めるものとする。（積立金の処分に係る申請の添付書類）
第十五条 施行令第八条第二項に規定する経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。	第十五条 施行令第八条第二項に規定する経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
一 当該中期目標の期間最後の事業年度末の貸借対照表	一 当該中期目標の期間最後の事業年度末の貸借対照表
二 当該中期目標の期間最後の事業年度の損益計算書	二 当該中期目標の期間最後の事業年度の損益計算書

三 承認を受けようとする金額の計算の基礎を明らかにした書類
(共通的な経費の配賦基準)

第十六条 機構は、法第五十二条の規定により区分して経理する場合において、経理すべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項については、経済産業大臣の承認を受けて定める基準に従つて、事業年度の期間中一括して経理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に分配することにより経理することができる。

(区分経理)

第十七条 機構は、法第五十二条第三号に掲げる業務に係る勘定の経理については、法第五十一条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務(以下「債務保証業務」といふ。)に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

(信用基金の増減)

第十八条 法第五十四条第一項の信用基金は、毎事業年度、債務保証業務に係る経理の損益計算により生じた利益の額により増加するものとし、債務保証業務に係る経理の損益計算により生じた損失の額により減少するものとする。

2 前項の信用基金の額は、法第五十四条第一項に規定する政府及び政府以外の者から出資された金額並びに政府以外の者から出えんされた金額の合計額を限度とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年一月五日から施行する。

(業務方法書の記載事項に関する経過措置)

第二条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第一条の二各号に掲げるもののほか、機構が次の各号に掲げる業務を行う場合には、当該各号に掲げる業務に関する事項とする。

一 情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第百四十四号。以下「改正法」という。)附則第五条第一項に規定する特定プログラム開発承継業務

二 改正法附則第五条第二項に規定する地域ソフトウェア教材開発承継業務

(償却資産の承継)

第三条 機構の成立の際、改正法附則第二条第一項の規定により機構が情報処理振興事業協会から承継した償却資産のうち、法第二十一条第三号に掲げる業務に係る勘定並びに改正法附則第六条

第一項に規定する特定プログラム開発承継勘定及び改正法附則第七条第一項に規定する地域ソフトウェア教材開発承継勘定に属するものであつて、情報処理振興事業協会が補助金及び交付金以外の資金を原資として取得したものについては、第七条第一項の指定を受けたものとみなして、同条第二項の規定を適用する。

(共通的な経費の配賦基準の特例)

第四条 改正法附則第五条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十六条中「法第二十一条」とあるのは、「法第二十一条及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年第百四十四号)附則第六条第一項」とする。

(情報処理振興事業協会に関する省令等の廃止)
第五条 次に掲げる省令は、廃止する。
一 情報処理振興事業協会に関する省令(昭和四十五年通商産業省令第七十一号)
二 情報処理振興事業協会の財務及び会計に関する省令(昭和四十五年通商産業省令第百二号)
三 情報処理振興事業協会に関する省令の特例を定める省令(平成十一年通商産業省・労働省令第二号)

四 情報処理振興事業協会の財務及び会計に関する省令の特例を定める省令(平成十一年通商産業省・労働省令第四号)
附 則 (平成一六年四月六日厚生労働省・経済産業省令第二号)

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の独立行政法人情報処理推進機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の規定は、平成十六年一月五日から適用する。

附 則 (平成一七年四月一三日厚生労働省・経済産業省令第四号)

この省令は、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成二二年一月二六日厚生労働省・経済産業省令第一号)

この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十二年十一月二十七日)から施行する。

附 則 (平成二四年八月三十日厚生労働省・経済産業省令第一号)

この省令は、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年八月三十日)から施行する。

附 則 (平成二五年九月一九日厚生労働省・経済産業省令第一号)

この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十七年四月一日。以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成二七年三月三十日厚生労働省・経済産業省令第一号)

この省令は、改正法による改正後の独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成十五年厚生労働省・経済産業省令第三号)第五条の規定の適用については、同条の表中「通則法第二十九条第二項第一号に」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第三号に」と、「同項第三号から第五号」とあるのは「同項第一号、第四号及び第五号」と、「通則法第二十九条第二項第二号から第五号」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第一号から第五号」と読み替える。

(事業報告書の作成に係る経過措置)

第三条 改正法附則第八条第一項の規定により旧中期目標が新中期目標とみなされる場合におけるこの省令による改正後の独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成十五年厚生労働省・経済産業省令第三号)第五条の規定の適用については、同条の表中「通則法第二十九条第二項第一号に」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第三号に」と、「同項第三号から第五号」とあるのは「同項第一号、第四号及び第五号」と、「通則法第二十九条第二項第二号から第五号」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第一号から第五号」と読み替える。

(事業報告書の作成に係る経過措置)

第三条 第十条の二第三項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る事業報告書から適用する。

附 則 (平成一八年六月三〇日厚生労働省・経済産業省令第一号)

この省令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年一〇月二一日厚生労働省・経済産業省令第一号)

この省令は、サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年十月二十一日)から施行する。

附 則 (平成一九年七月三一日厚生労働省・経済産業省令第一号)

この省令は平成二十九年七月三十一日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月五日厚生労働省・経済産業省令第二号)

この省令は、生産性向上特別措置法の施行の日(平成三十年六月六日)から施行する。

附 則 (平成三〇年七月六日厚生労働省・経済産業省令第三号)

この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年七月九日)から施行する。

この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第十六号)附則第一号第二号に定める日(平成三十年九月二十五日)から施行する。

附 則 (平成三年三月二九日厚生労働省・経済産業省令第一号)

- 1 (施行期日)
この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。
- （財務諸表及び事業報告書の作成に係る経過措置）

2 この省令による改正後の独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令第十条及び第十条の二の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第三十八条第一項に規定する財務諸表をいう。以下この項において同じ。）及び事業報告書（同法第三十八条第二項に規定する事業報告書をいう。以下この項において同じ。）から適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表及び事業報告書については、なお従前の例による。

附 則（令和元年五月三一日厚生労働省・経済産業省令第一号）
この省令は、令和元年六月一日から施行する。

附 則（令和二年七月一二日厚生労働省・経済産業省令第一号）
この省令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。

附 則（令和二年五月一五日厚生労働省・経済産業省令第一号）

（施行期日）
1 この省令は、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和二年五月十五日）から施行する。

（財務諸表の作成に係る経過措置）
2 この省令による改正後の独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令第十条の規定及びこの省令中独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令第十二条の二を削る改正規定は、令和二年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第三十八条第一項に規定する財務諸表をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。

附 則（令和二年九月一五日厚生労働省・経済産業省令第二号）
この省令は、公布の日から施行する。